

# 住宅用火災警報器の設置は義務です!!

住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）は近年急増し、平成17年の死者数はデータのある昭和54年以降最多の1,220人となり、それ以降減少傾向ではありますが、平成26年においても依然1,000人を上回っている状況です。

住宅火災による死者の半数以上は、「逃げ遅れ」によるものです。

住宅用火災警報器は、火災が発生してしまった場合、熱や煙を感知し、警報音などでいち早く火災の発生を知らせてくれます。

住宅火災100件あたりの死者数で比較すると、住宅用火災警報器を設置することにより死者数が3分の1以下に減少したという統計結果もあり、大変有効です。

## どこに設置するの？



消防法及び熊谷市火災予防条例で設置義務がある場所

- ① すべての寝室
- ② 階段(寝室が2階以上の階にある場合)

※熊谷市では、平成20年6月からすべての住宅に設置が義務付けられています。

## 正常な作動のために確認を!!



ボタンを押す又はひもを引くなどして、定期的に動作確認をしましょう。



ほこり等が付くと感知しづらくなるため、布等で乾拭きしましょう。



電池タイプの場合、電池切れがないように注意しましょう。

## 交換時期に注意しましょう!!

住宅用火災警報器が設置から10年以上経過している場合には、内部の電子機器が劣化している恐れがあるため、本体の交換をおすすめします。



# 住宅用火災警報器設置促進にご協力をお願いします!

問合せ先  
熊谷市消防本部予防課  
TEL 048-501-0118